

2020年5月14日

江東区長 山崎 孝明 殿

東京東部地域ユニオン協議会

(通称：下町ユニオン)

運営委員長 山本 裕子

ケアワーカーズユニオン

運営委員長 間庭 尚之



〒136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F

TEL. 03-3638-3366 FAX. 03-5626-2423

《新型コロナウイルス感染対策の緊急の要請》

新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発せられ、5月6日延長が決定されました。医療崩壊が叫ばれ医療体制の支援策が国、自治体により進められています。しかしながら介護体制の整備強化、支援策が進んでいません。新型コロナウイルスは特に高齢者が重症化することが明らかになっています。日本より先に感染爆発をした欧州の5カ国(スペイン57%、イタリア53%、フランス45%、アイルランド54%、ベルギー42%)では全死者数の42~57%が高齢者施設に集中しているという研究調査が発表されています。日本においても介護施設での集団感染が続発しています。千葉県の死者の半数が介護施設です。新型コロナ対策では医療体制の整備と同時に高齢者対策とりわけ介護施設への対策が急務です。

本区においても特別養護老人施設北砂ホームで集団感染が発生しています。陽性の入所者は原則入院すべきですが出来ていません。入所者への介護業務を維持するため残った介護職員と他施設からの応援の職員は感染の危険と隣り合わせの状態のなか、通常よりも少ない人員で長時間にわたり懸命に業務を行っています。こうした状況は長く続けることは出来ません。いったん集団感染が発生すれば一つの法人で対応することは困難です。行政の全面的な支援が求められます。

介護従事者は、自身の感染リスクと利用者へ感染させてしまうのではないかという不安と恐怖の中で仕事をしています。安心して働ける環境整備が必要です。集団感染で介護現場の人手不足に拍車がかかり、介護従事者の離職が拡がればサービスが提供できなくなり介護崩壊となり、それは医療崩壊にも直結します。それだけではなく新型コロナウイルスの感染が終息したとしても超高齢社会の日本では要介護者の増大と影響は甚大です。介護保険者である区に対して責任ある対応を求める緊急に下記について要請いたします。

記

1. 高齢者施設の感染予防対策について

- ①すべての高齢者施設について、感染予防の専門家による直接指導を行うこと。
- ②マスク、消毒剤、防護服等の支給を行う体制を早急に整え計画的に支給すること。
- ③感染予防の専門家の助言のもと高齢者施設の感染予防対策チームを作ること。
- ④すべての高齢者施設をオンラインで繋ぎ状況把握と情報共有、相談と具体的な指導ができる体制を早急に作ること。

⑤すべての職員がいつでもPCR検査、抗体検査を受けられるようにすること。

2. 集団感染が発生した場合について

- ①陽性の入所者を病院へ移送出来ず施設内で隔離する場合は、区が責任をもって必要な対応をすること。
- ②医師と看護師を派遣すること。
- ③マスク、消毒剤や防護服等の支給を優先的に早急に行うこと。
- ④介護従事者など人的確保を行い派遣すること。
- ⑤感染対策の専門家を派遣すること。
- ⑥感染リスクの中で働く職員の給与が減額しないように感染した職員と検査で陰性となり自宅待機となった職員の給与について100%補償すること。
- ⑦家族などに感染してしまう恐れなど感染拡大を防止するために自宅に帰ることが出来ない職員について、宿泊施設の提供もしくは宿泊費を支給すること。

3. 介護従事者が安心して働く環境の整備について

- ①新型コロナウイルスに感染した利用者、感染した疑いのある利用者に対応した介護従事者に対して危険手当を支給すること。
- ②新型コロナウイルスの感染リスクの中で、高齢者や障がい者に献身的にサービスを提供している高齢者施設、障がい者施設、通所施設、訪問介護事業所、ケアマネジャー、相談支援事業所等で働くすべての職員に特別手当を支給すること。
- ③感染リスクの中で過重なストレスにさらされている介護従事者のメンタルヘルスケア対策として相談窓口を設置すること。

4. 介護事業者への支援について

- ①感染が拡大したためサービス提供をやむなく停止・休業を行った事業所への補償と職員への休業補償を速やかに公費で行うこと。
- ②新型コロナウイルスにより経営が悪化した場合、昨年度同時期の収益との差額を補填すること。
- ③感染予防対策を講じた費用について助成すること。

5. 高齢者対策について

- ①地域包括支援センターをオンラインで繋ぎ情報共有、相談と具体的な指導ができる体制を早急に作ること。
- ②すべての介護関連事業所と区との間をオンラインで繋ぎ情報共有、相談と具体的な指導ができる体制を早急に作ること。
- ③直営の基幹型地域包括支援センターを設置すること。
- ④介護人材の確保、育成などに向けて人材育成事業の専門機関を設置すること。
- ⑤高齢者の多い団地や都営住宅へマスク、消毒液の配布をすること。
- ⑥高齢者の感染予防と健康指導、健康相談のために医師、保健師を地域に巡回させること。

以上